

第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について

(諮問第3090号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書（案）	13
3	改正概要	14
4	新旧対照表	39
5	（一部委員限り）接続料の試算	別紙

平成29年1月19日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 辻 正 次 殿

接 続 委 員 会
主 査 相 田 仁

報 告 書

平成28年11月18日付け諮問第3090号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

「第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」に対して

寄せられた意見及び考え方

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見1 NTT ドコモの株価 β から他の複数の事業を営む事業者の移動通信事業に係る β を算出することには一定の合理性がある。		考え方1	
<p>(2) モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられるβについては、これまで具体的算定方法が規定されておりましたが、今回「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」による議論を通じてβの適切な算定方法の検討が行われ、そのルールの実効性を高めるため第二種指定電気通信設備接続料規則等を改正するものと理解しております。これにより、接続料算定の公平性・透明性を確保し、移動通信事業者の公正な競争環境の一層の整備が図られることを期待しています。</p> <p>本ワーキングチームの検討においては、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」）の株価βを基にアンレバー・リレバーしたものを各事業者の接続料算定に用いるβとし、アンレバーの際に用いる財務諸表については、NTTドコモの連結財務諸表と単体財務諸表の資本構成比が大きく異なることを前提に、単体財務諸表に拠ることとされました。現状はNTTドコモの営業収益に占める移動通信事業の割合が他の事業者と比較して最も高いことを踏まえれば、本検討結果のとおり代表的な移動通信事業者であるNTTドコモ株価βから他の複数の事業を営む事業者の移動通信事業に係るβを算出することは一定の合理性があると考えます。</p> <p>【KDDI株式会社】</p>	/	本省令改正案等においては、移動電気通信事業に係るリスクを反映する方法として、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者である株式会社NTTドコモの株価 β を指標とすることとしている。	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
意見2 β の算定方法等について必要な制度整備を図ることは、事業者間の更なる公平性の確保による公正競争促進並びに接続料水準格差の是正に資するものであることから、本改正に賛同。	再意見2	考え方2	
<p>先般の「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」報告書にも記載のある通り、βの算定については、現状、『移動電気通信事業に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値』との考え方が規定されているにとどまり、この結果、「各事業者の接続料に差を生じる一因となっている」ところ、βの算定方法等について必要な制度整備を図ることは、事業者間の更なる公平性の確保による公正競争促進、並びに接続料水準格差の是正に資するものであると考えることから、本改正に賛同致します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>(弊社再意見①)</p> <p>株式会社 NTT ドコモ殿は、接続料水準格差是正等の観点の本改正に賛同の理由として述べていますが、平成 28 年 12 月 19 日付の第二種指定電気通信接続料規則等の一部を改正する省令案等に関する弊社意見書(以下、「弊社前回意見書」といいます)における弊社意見①及び②のとおり、自己資本費用を含む利潤の回収可能性は MNO の設備投資インセンティブに影響するもので、当該インセンティブは十分に配慮されるべきものである以上、利潤算定に関する考え方が公平性に偏り過ぎたり、また利潤回収が原価回収と比べて軽視されたりといったことがあってはならないと考えます。</p> <p>告示等を含む実運用においては、当該インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>現行の第二種指定電気通信設備接続料規則(平成 28 年省令第 31 号。以下「接続料規則」という。)においては、βの算定の具体的な方法は事業者委ねられているが、βの値が、事業者によって用いる算定方法により大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがあるなどの理由から、今回、省令改正等により、βの算定方法を統一かつ具体的に定めるものである。</p> <p>ソフトバンク株式会社の御意見については、【考え方3】に同じ。</p>	無
意見3 今回の改正も含め第二種指定電気通信設備のルールについては MNO としての各種インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望。		考え方3	
<p>(弊社意見①)</p> <p>第二種指定電気通信設備については、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(以下、「MVNO ガイドライン」といいます)の P.12 において、「第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する」と記載され</p>	/	<p>第二種指定電気通信設備に係る接続料については、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 34 条第 3 項第 2 号において「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額」を超えない範囲で定めることとされており、その算定方法は接続料規則において定めている。</p>	無

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>ています※1。</p> <p>また、2016年1月26日に公表された「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係省令等の整備案等に対して寄せられた意見及び考え方（案）」のP.17【考え方5-1】においては、上記ガイドラインの記載を引用しつつ御省の考え方として、「MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブについて配慮することは重要と考えており、今回のMVNOガイドラインの改正においても、『第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配慮する』旨が記載されているところである」と明確に述べられています※2。</p> <p>日本におけるモバイル事業発展のためには、MVNO普及促進と同様にMNOにおける上記のようなインセンティブ付与も重要で、両者のバランスの確保が必要と考えることから、前述の従前の考え方も今一度踏まえ、今回の改正も含め第二種指定電気通信設備のルールについてはMNOとしての各種インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望します。</p> <p>※1 http://www.soumu.go.jp/main_content/000431458.pdf ※2 http://www.soumu.go.jp/main_content/000395925.pdf 【ソフトバンク株式会社】</p> <p>(弊社意見②)</p> <p>本改正省令案は、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」を踏まえ、公平性の観点からβの算定上の裁量の幅を可能な限り排除又は狭めることを主目的としているとの認識ですが、一方</p>	<p>再意見</p>	<p>本省令改正案等は、移動電気通信事業に係るリスクを反映する方法として、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者の株価βを指標として算定に用いることとし、また、事業者の財務状況に係るリスクの算定方法を適正かつ統一的なものとするものである。</p> <p>また、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者においても、事業の多角化等により、算定されたβが本来あるべき「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案した値よりも高くなる可能性があるが、この点、携帯電話は国民1人に1台以上普及した生活必需品であることから市場の影響を受けにくく、したがって安定性が高く、リスクが低いと考えられる。</p> <p>さらに、接続に係る事業について見ると、移動通信市場において多くのシェアを占める第二種指定電気通信設備への接続に係る事業は、小売を含めた移動電気通信事業全体よりも安定性が高いと考えられる。</p> <p>したがって、本件βは、主要企業の平均のリスクとなるβ=1を超えることはないと考えられることから、接続料算定に用いるβの上限値を1とすることとしている。</p> <p>このように、本省令改正案等は、現時点では、移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクの算定方法を適正に勘案するものであると考えるため、御指摘のような、MNOの設備投資等のインセンティブを損なうものではな</p>	<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>

(4)

(5)

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>で、「モバイル接続料算定に係る研究会報告書」(以下、「モバイル接続料算定報告書」といいます)の P.27 には、「期待自己資本利益率は、設備投資に係る自己資本の調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本」との記載があります※3。</p> <p>すなわち、自己資本費用を含む利潤の回収可能性は MNO の設備投資インセンティブに影響するもので、弊社意見①に記載のとおり当該インセンティブは十分に配慮されるべきものである以上、利潤算定に関する考え方が公平性に偏り過ぎたり、また利潤回収が原価回収と比べて軽視されたりといったことがあってはならないと考えます。告示等を含む実運用においては、当該インセンティブを削ぐことのないものとするよう強く要望します(なお、具体的な要望の一つは弊社意見③にて記述します)。</p> <p>※3 http://www.soumu.go.jp/main_content/000238119.pdf 【ソフトバンク株式会社】</p>		いと考える。	
<p>意見 4 仮に著しい市場変化が生じた場合にはβの算定ルールを見直す必要がある。</p>	<p>再意見 4</p>	<p>考え方 4</p>	
<p>(総論より)</p> <p>しかしながら、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」において「移动通信事業の特性により事業環境は数年単位で変化するほか、NTT ドコモについても、今後、子会社等も含めた事業の多角化が進展し、連結財務諸表と単体財務諸表の資本構成比が大きく異なるものになる可能性」があることが指摘されているとおり、仮に著しい市場変化が生じた場合にはβの算定ルールを見直す必要があると考えます。</p> <p>【該当箇所】 附則</p>	<p>(弊社再意見②)</p> <p>KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書」の P.16,17 には、βの算定ルールに関する見直し期間としておよそ 3 年後を目途としつつ、「これ以前であっても、指標としている NTT ドコモの事業構造の変化など、著しい状況変化が生じた場合においては、算定ルールの見直しを行うべきかどうか検討することが適当である」との記載があることから、算定ルールの見直し要否を判断するためにも、3 年を待たずして著しい状況変化の有無を定期的(例えば、各社接続会計報告書の出揃う毎年第二四半期から第三四半期頃等)に確</p>	<p>本省令改正案附則第 3 項において、この省令の施行後三年を目途として、本省令による改正後の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨を規定しているが、それ以前においても、著しい変化があり、必要があると認められるときには、総務省において、必要な措置を講じることが適当と考える。</p>	<p>無</p>

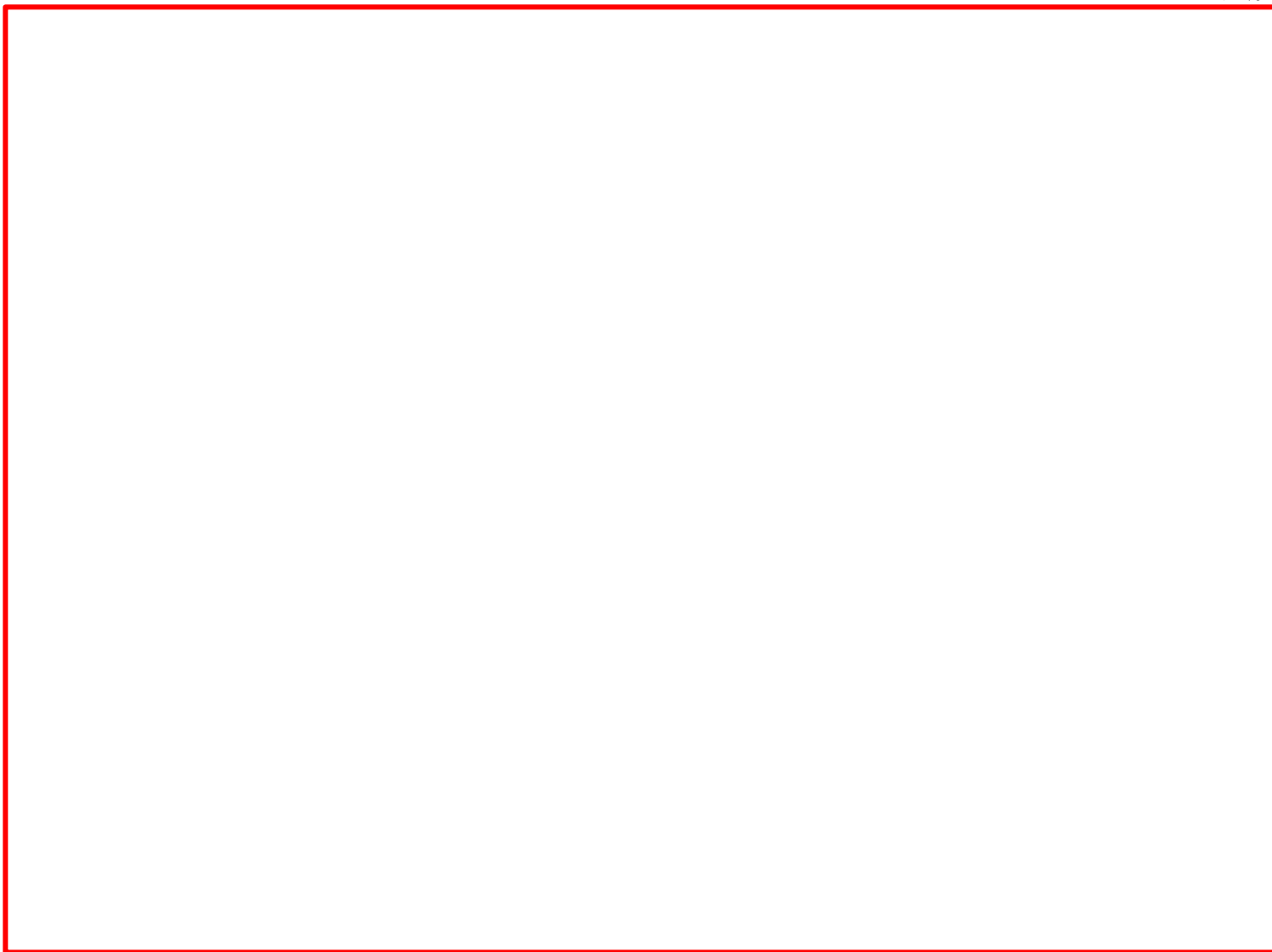
意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>(検討)</p> <p>3 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則第九条第四項の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>【意見】</p> <p>総論においても述べたとおり、今後、移動通信事業においては NTT ドコモの事業多角化や 5G、IoT 等の技術革新への対応により事業形態や事業構造が大きく変化する可能性があります。したがって、今回の省令案の規定にあるとおり、省令施行後上記のような著しい市場環境の変化が認められた際には、接続料算定に用いる β についても今回定められた NTT ドコモの株価 β をアンレバー・リレバーしたもののみならず、各事業者の株価の推移から計測した β を採用する方法等も含め、市場環境に即した適切なルールへと改めて見直しを図る必要があると考えます。</p> <p>【KDDI 株式会社】</p>	<p>認する必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見 5 自己資本利益率の算定については、①過去年度分の β については従来方式の採用も可とする前提で 3 年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3 年平均ではなく今年度単年で算定する（来年度は、今年度と来年度の 2 年平均とする）、といった方法が認められるような措置を講じていただきたい。</p>	<p>再意見 5</p>	<p>考え方 5</p>	
<p>(弊社意見③)</p> <p>第二種指定電気通信設備接続料規則（以下、「二種接続料規則」といいます）第 9 条第 3 項の規定に基づく期待自己資本利益率の過去 3 年間の平均については、前々年度及び前年度（以下、「過去年度」といいます）分についても本改正省令案に則った β の算定方式（以下、「新方式」といいます）とするものとの理解ですが、以下の点で懸念があります。</p>	<p>(弊社再意見③)</p> <p>弊社試算*によれば、今回の改正案に基づく期待自己資本利益率の過去 3 年間の平均は、今年度単年で計算された自己資本利益率と比べ、昨年度の自己資本利益率との振幅が大きくなる見込みです。については、弊社前回意見書における弊社意見③のとおり、自己資本利益率の算定については、①過去年度分の β については従来方式の採用も可とする前提</p>	<p>本改正案は、β の値が、事業者によって用いる算定方法により大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがあること、また、各事業者の事業が多角化する中、適正な「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案し、「当該事業者の財務状況に係るリスク」を十分に適正に勘案することが困難</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>(1)3年平均の趣旨を損なうおそれがあること</p> <p>二種接続料規則における3年平均の規定の趣旨については、2016年3月11日に開催の第158回紛争処理委員会における御省資料「電気通信事業法等の一部を改正する法律について」のP.22において、「利潤の算定について、各年度の額の振幅を平準化するために・・・(略)・・・自己資本利益率(→過去3年間平均に)の算定方法等を規定する」と記載されています※4。</p> <p>しかしながら、今回過去年度分も含め新方式に基づき3年平均で計算された自己資本利益率を用いた場合、新方式に基づき今年度単年で計算された自己資本利益率と比べ、結果として昨年度の自己資本利益率との振幅が大きくなることも十分考えられる状況です。</p> <p>(2)3年平均の規定が導入された時点では、βの算定方法に関する詳細な見直し議論はなされていなかったこと</p> <p>3年平均は、確かに各年度の振幅を平準化する効果があり、その趣旨においてこの規定自体の是非については、導入時の議論においても目立った意見はなかったとの認識です。</p> <p>しかしながら、これは過去年度分のβは従来の各社の算定方式(以下、「従来方式」といいます)で算定済みであり、今後の接続料算定において従来方式でのβを用いた上で3年平均を行った場合には、単年度での算定よりも振幅が抑えられることは当然であるとの前提に基づくものと考えます。すなわち、今回のようにβの算定方式が大幅に変更となり、かつ過去年度分まで遡って適用する前提であれば、そもそもの3年平均導入の是非に立ち返って議論がなされるべきものと考えます。</p> <p>したがって上記(1)(2)を踏まえ、自己資本利益率の算定</p>	<p>で3年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3年平均ではなく今年度単年で算定する(来年度は、今年度と来年度の2年平均とする)、といった方法が認められるような措置を講じていただきたいと考えます。</p> <p>※別添の試算結果については経営情報も含むため、非公表(委員限り)として取り扱いをお願いします。 【ソフトバンク株式会社】</p> <p>今般のβの算定方法の見直しに係る省令等改正案(以下、「本改正」という)については、『モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム報告書(以下、「報告書」という)』にも記載のある通り、「各社それぞれ算定方法が異なっている」ことが、「各事業者の接続料に差を生じる一因となっている」との課題認識の下、公平性確保の観点から必要な制度整備を図るものです。</p> <p>上記を踏まえれば、自己資本利益率の算定にあたり、過去年度分のβについても、本改正に則ったβの算定方法を採用した上、3年平均を用いることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、報告書にも記載のある通り、例えば、「現在の二種接続料規則においては、(中略)自己資本利益率について直近3年間の平均を適用している点を考慮し、株価の計測期間として3年間を採用する」など、本改正は、二種接続料規則に規定されている自己資本利益率の算定につき、直近3年間の平均を適用することを前提に議論・検討がなされた結果であると理解しております。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p> <p>今般のモバイル接続料の自己資本利益率の算定に</p>	<p>になってきていることから、今後の接続料の適正性を確保するべく、利潤の算定に用いるβの値を十分に適正なものとするを目的として、βの算定方法を統一かつ具体的に定めるものである。</p> <p>また、第二種指定電気通信設備に係る接続料は、実際費用方式に基づくものであるため、接続に関して実際に発生した費用を、適正な自己資本費用も含め、接続料として回収するという考え方に立っている。したがって、本改正案により、接続に伴う未回収費用が生じること等になるわけではなく、激変緩和のための経過措置を設けるまでの事情があるとは考えにくい。</p> <p>このような本省令改正の趣旨を踏まえれば、ご提案の自己資本利益率の3年平均において、過年度分について、従来の算定方法の適用を認めることは適当ではないと考える。</p> <p>また、本改正案を適用するにあたり、平成27年度以降の数値のみを用いて平均することについては、接続料算定に用いる平成27年度及び平成28年度の数値の比重が、他年度に比べて大きくなり、当該年度の状況がより強く反映されることから、適当ではないと考える。</p>	

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>については、①過去年度分のβについては従来方式の採用も可とする前提で3年平均を用いる、又は②新方式に基づき、3年平均ではなく今年度単年で算定する(来年度は、今年度と来年度の2年平均とする)、といった方法が認められるような措置を講じていただきたいと思います。</p> <p>※4 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403073.pdf 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>関するワーキングチームにおいては、前回のモバイル接続料算定に係る研究会にて統一できなかったβの考え方について、特に「公平性」の観点から、算定上の裁量の幅を可能な限り排除又は狭めていくべく議論が進められたという経緯を踏まえると、ソフトバンク株式会社殿がご提案されているような経過措置は不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見6 MVNO 接続料金を見直すと同時に MVNO 向けの相互接続義務や厳しい非対称規制を一部見直すべき。</p>		<p>考え方6</p>	
<p>MVNO 接続料金を見直すと同時に MVNO 向けの相互接続義務や厳しい非対称規制を一部見直すべきではないか? 接続義務は本来、MNO 間の相互接続をさせていたものを MVNO にも拡大適用したと記憶している。世界中を見ても MVNO にまで相互接続義務を適用している国は稀有である。むしろ Ofcom のように MNO に対する MVNO 規制自体を否定する規制当局も増えている。</p> <p>MVNO の接続料金が下がり国内の競争が活性化する事は望ましいが、参入ハードルが下がり過ぎると海外事業者が国内 MVNO へ参入して国内外の規制差を利用して日本の市場を一方的に奪う事態も起こり得る。そういう事態に備えるためにも電気通信事業法 29 条 30 条を一部見直し相互接続義務や非対称規制の例外としてアライアンスの結成とアライアンス間の優遇を認め、MNO が国際競争やサービスの多様化に対してアライアンスを通じて柔軟に対応できる余地も視野に入れるべきだろう。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		<p>電気通信事業法第 32 条は、電気通信事業者の設置する電気通信回線設備の重要性に鑑み、公共の利益を確保する観点から、移動電気通信事業に限らず、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者については、原則として、その設置する電気通信回線設備に対する、他の電気通信事業者からの接続の請求に応じなければならないこととしている。</p>	<p>無</p>

ソフトバンク株式会社提出資料
※赤枠内委員限り

別添(委員限り)



(6)

(参考)「第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令案」以外の事項に対して

寄せられた意見及び考え方

1 告示に定める β の算定方法について

意見	再意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 1 - 1 接続料の利潤算定にあたっての有利子負債、βの算定における有利子負債共に、双方の整合性を図る観点で、社債、借入金及びリース債務に限ることが適当。社債、借入金、リース債務以外の科目において、有利子負債の額に含み得る要素が定常的に存在するというのであれば、透明性確保の観点から、当該要素を会計上明確に整理できるよう、電気通信事業会計規則の見直し等を行うことも必要。</p>	<p>再意見 1 - 1</p>	<p>考え方 1 - 1</p>	
<p>【該当箇所】 平成二十八年総務省告示第百十号の一部改正案第 3 条第 2 項</p> <p>【意見】 接続料の利潤算定にあたっての有利子負債の定義は、第二種指定電気通信接続料規則において「社債、借入金及びリース債務」である旨が明確かつ限定的に規定されているところ、βの算定における有利子負債については、「社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるものに限る」とされておりますが、本来的には、双方の整合性を図る観点で、社債、借入金及びリース債務に限ることが適当であると考えます。</p> <p>この点、社債、借入金、リース債務以外の科目において、有利子負債の額に含み得る要素があるとすれば、事業者の恣意性が入り込まないように、総務省殿における適切な検証がなされるものと認識しております。</p> <p>また、当該要素が定常的に存在するというのであれば、透明性確保の観点から、当該要素を会計上明確に整理できるよう、事業会計規則の見直し等を行うことも必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>株式会社 NTT ドコモ殿の意見に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>本告示改正案に対する賛同の御意見として承る。</p> <p>本省令改正等では、βの算定方法の明確化を図るため、有利子負債の考え方について告示の規定を整備したものの。これに関しては、当省での接続料検証作業の中で、恣意性がないよう精査していくこととしている。</p>	<p>無</p>

2 算定根拠様式の見直しについて

意見2 - 1 記載する項目の値の程度によって、適宜精度の確保を行うことを、あらかじめ省令において明文化する趣旨であるという旨を確認したい。	提出意見を踏まえた案の修正の有無	
<p>【該当箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案第23条の9の3</p> <p>【意見】 当社は、従前から、接続料の算出の根拠に関する説明にあたり、記載する金額及び数値については、現行規定を踏まえつつ、記載する項目の値の程度によって、適宜精度の確保を行うことで、総務省殿における適正性の検証がなされてきたものと認識しております。 本改正では、「接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行って表示することができる」とされているところ、記載する項目の値の程度によって、適宜精度の確保を行うことを、予め省令において明文化する趣旨であると認識しておりますが、この点につき、確認をさせて頂きたいと存じます。 【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>【考え方2-1】 本省令改正案は、算定根拠に記載された数値の精度が低く、接続料の下位の桁の値の計算の検証ができない場合、総務省における接続料の適正性の検証可能性が損なわれることから、算定根拠様式への数値の記載にあたっては、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行うことができる旨規定するものである。</p>	無
意見2 - 2 本改正案の主旨は、仮に算定根拠に関する書類に記載する数値について千円単位以下がゼロとなる等、十分な検証ができない場合のみに端数処理を行わずに記載するよう明確化されたものと理解。	提出意見を踏まえた案の修正の有無	
<p>【該当箇所】 電気通信事業法施行規則の一部改正案第23条の9の3(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出) 第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行って表示することができる。</p> <p>【意見】 従来、接続料の算出の根拠に関する書類に記載する金額は千円単位又は百万円単位とされていたところですが、改正省令案においては接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行うものと変更されています。本改正案の主旨は、仮に算定根拠に関する書類に記載する数値について千円単位以下がゼロとなる等、十分な検証ができない場合のみに端数処理を行わずに記載するよう明確化されたものと理解しております。 【KDDI 株式会社】</p>	<p>【考え方2-2】 【考え方2-1】と同じ。</p>	無
意見2 - 3 「設備等の算定上の区分」については、応分負担の観点から、「利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定」を行う必要がある一方、「そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載する」ことを企図するものであると認識しており、この点を確認したい。	提出意見を踏まえた案の修正の有無	
【該当箇所】	【考え方2-3】	無

<p>電気通信事業法施行規則の一部改正案第 23 条の 9 の 3 様式第 17 の 4 の 5</p> <p>【意見】 「設備等の算定上の区分」については、例えば、接続固有に発生する費用のように、応分負担の観点から、「利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定」を行う必要があり、その場合において、当該区分ごとに、必要に応じ区分の欄を変更して記載を行うものである一方、「そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載する」ことを企図するものであると認識しておりますが、この点につき、確認をさせていただきますと存じます</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>御意見のとおり、本省令改正案は、設備等の算定上の区分ごとに利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合に、設備等の算定上の区分ごとに記載することとするものであるが、そのような区別を行っていない場合には単一の区分として記載することを認めるものである。</p>	
<p>意見 2 - 4 算定方法に係る様式変更に関しては、その実現可否について事業者における十分な検討期間を設け、適切なプロセスを踏まえた上で関連する省令を改正すべき。</p>		<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>【意見】 第二種指定電気通信設備接続料規則において接続料算定に用いられる β の算定ルールその他、電気通信事業法施行規則に規定されているモバイル接続料の算出の根拠となる様式についても合わせて改正されることとなっておりますが、従来様式の変更は、場合によっては算定方法の変更等、算定コストの増大化につながる懸念があります。したがって、算定方法に関わる様式変更に関しては、その実現可否について事業者における十分な検討期間を設け、適切なプロセスを踏まえたうえで関連する省令を改正すべきと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>【考え方 2-4】 本件のような算定根拠様式の変更にあたっては、今後とも、意見公募手続を実施するなど、適切な手続により行ってまいりたい。</p>	<p>無</p>
<p>意見 2 - 5 経緯不透明な改正案に対して反対。MVNO にとってメリットがあるものなのかないものなのかな等、議論した上で改正されたい。</p>		<p>提出意見を踏まえた案の修正の有無</p>
<p>【意見】 β にかかわる総務省告示以外の項目についてはワーキングチームで全く議論になっていない項目が改正されている。 こういった経緯か、一般人には全く理解できない内容である。 端数処理の実施や役務別固定資産明細表については β と関係のないものであるため、経緯不透明な改正案に対して反対である。 MVNO にとってメリットがあるものなのかないものなのかな等、議論した上で改正されたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>【考え方 2-5】 本省令改正案は、接続料算定の適正性を担保するため、算定根拠様式に表示する金額及び数値について、接続料の算出に十分な精度を確保し、また、算定根拠様式を変更し、総務省における接続料の適正性の検証可能性を高めるものである。</p>	<p>無</p>

平成29年1月27日

総務大臣
山本早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一 照

答 申 書 (案)

平成28年11月18日付け諮問第3090号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当であると認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれらに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

第二種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案等の概要

I 背景

第二種指定電気通信設備を設置する事業者の接続料については、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第3項第2号において、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」が上限とされ、その具体的算定方法は第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）において規定している。

接続料を構成する利潤は、機能提供に用いられる資産の資本調達コストとして、当該資産の簿価（レートベース）に、資本構成比及び対応する利子率・利益率等を乗じて算定される。ここで、自己資本に対応する自己資本利益率は、下式で算定される期待自己資本利益率の3年平均により算定される（二種接続料規則第9条第3項）。

期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋ β ×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）

上式で用いられる β について、二種接続料規則では、「移動電気通信事業に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値」（二種接続料規則第9条第4項）との考え方が規定されているが、その勘案の具体的な方法については事業者に委ねられている。

その結果、現状、事業者は、自ら、他の事業者又は親会社の株価を元に β を算定するなど、 β の算定方法が異なっているが、 β の値が、事業者によって用いる算定方法により大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。

また、各事業者の経営戦略に基づき事業が多角化する中、適正な「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案し、「当該事業者の財務状況に係るリスク」を十分に適正に勘案することが困難になってきている。

このため、今後の接続料の適正性を確保するべく、 β の値を十分に適正なものとするためには、 β の算定方法を統一的かつ具体的に定める必要がある。

II 概要

接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β について規定する二種接続料規則第9条第4項を以下のとおり改正する。

- (1) 移動電気通信事業に係るリスクを反映する方法として、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者の株価 β を指標として算定に用いることとするため、また、事業者の財務状況に係るリスクの算定方法を適正かつ統一的なものとするため、具体的算定方法を総務大臣が告示により定めることとする。
- (2) 現時点において当該事業の割合が最も高い事業者においても、事業の多角化等により、算定された β が本来あるべき「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案した値よりも高くなる可能性がある。

この点、携帯電話が国民1人に1台以上普及した生活必需品であることから市場の影響を受けにくく、したがって安定性が高く、リスクが低いと考えられることから、主要企業の平均のリスクとなる $\beta = 1$ を超えることはないと考えられることから、接続料算定に用いる β の上限値を1とする。

III 施行日等

施行日及び経過措置並びに見直し規定について以下のとおり定める。

- (1) 公布の日から施行する。ただし、改正後の二種接続料規則の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成27年4月1日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成27年3月31日以前である接続料の算定については、なお従前の例によることとする。
- (2) 今回の改正では、移動電気通信事業のリスクを反映する方法として、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者の株価 β を指標とすることとしているが、移動通信事業の特性により事業環境は数年単位で変化するほか、当該事業者についても、事業構造の変化などの状況変化が生じる可能性もある。このように移動通信事業やそれぞれの移動通信事業者の状況の変化によっては、今回規定する方法が必ずしも合理的ではなくなる可能性もある。

このため、総務大臣は、この省令の施行後3年を目途として、この省令による改正後の二種接続料規則第9条第4項の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

IV その他

諮問事項以外にも、以下のとおり、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）、平成 28 年総務省告示第 110 号（接続料の算定に用いる値を定める件）及び「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成 14 年 6 月策定）の改正を行うとともに、 β の算定根拠様式を定める告示の制定をあわせて行う。

【電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 3】

- β の算定根拠様式を告示で定めるよう改正
- 算定根拠様式に表示する金額及び数値について、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り端数処理を行える旨の原則を明示
- 接続料算定根拠を届出接続料の検証を適確に行えるよう明確化（様式第 17 の 4 の 2 ～ 第 17 の 4 の 7）

【平成 28 年総務省告示第 110 号】

- β の算定方法を告示に規定

（参考：告示で定める β の算定方法の概要）

- 「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案方法
接続料算定に用いる β は、NTT ドコモの株価 β から NTT ドコモの財務状況に係るリスクを排除（アンレバー）した β を算定し、これに対して各社の財務状況に係るリスクを勘案（リレバー）したものをを用いる。
- アンレバー・リレバーに用いる式
以下の式を用いる。
$$\beta = \left(1 + (1 - T) \frac{D}{E}\right) \cdot \beta_A \quad \beta_A = \left(1 + (1 - T_0) \frac{D_0}{E_0}\right)^{-1} \cdot \beta_0$$

（ β ：接続料算定に用いる β 、 D ：当該事業者の純有利子負債又は 0 のいずれか高い方、 E ：当該事業者の純資産、 T ：当該事業者の法定実効税率、 D_0 ：NTT ドコモの純有利子負債又は 0 のいずれか高い方、 E_0 ：NTT ドコモの純資産、 T_0 ：NTT ドコモの法定実効税率、 β_0 ：NTT ドコモの株価 β ）
- アンレバー・リレバーに用いる資本構成比
アンレバーは NTT ドコモ、リレバーは事業者ごとの、接続会計の簿価を用いる。
- 株価 β 算出のための株価の計測期間等
株価 β 算出のための株価は、3 年間の計測期間、日次の採録頻度で取得したものをを用いる。

（別添「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム 報告書」参照）

【電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき様式を定める件】

- β の算定根拠様式を告示に規定

【MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン】

- 上記省令改正等を踏まえた、 β の算定方法及び算定根拠等に関するガイドライン改正

以上

モバイル接続料の
自己資本利益率の算定に関する
ワーキングチーム

報告書

2016年11月

モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム

はじめに

モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β （第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定¹）は、現状、事業者間で異なる方法で算定されている。

移動通信事業者の事業の多角化等に伴い、「移動通信事業に係るリスク」の β への反映方法等が課題となっていることから、本ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）では、モバイルサービスの適正な提供状況の確保に向けて重要な移動通信事業者の競争環境の整備を図ることを目的とし、適切な β の算定方法の検討を行った。

本報告書の内容を踏まえて、総務省において、 β の算定方法等について、必要な制度整備が進められることを期待するものである。

¹ 「 β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。」（第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項より抜粋）

目次

はじめに	1
1. モバイル接続料における自己資本利益率算定の 現状と課題	3
1.1. 第二種指定電気通信設備制度における接続料の自己資本利益率算定の枠組み	3
1.2. 各事業者における β の算定方法の現状	5
1.3. β の算定方法の課題	6
1.3.1. 「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案方法	6
1.3.2. 「当該事業者の財務状況に係るリスク」の勘案方法	7
1.3.3. β の計測期間	7
2. 検討における基本的観点	8
3. ワーキングチームでの検討を踏まえた考え方	9
3.1. 「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案方法	9
3.2. 「当該事業者の財務状況に係るリスク」の勘案方法	10
3.2.1. アンレバー・リレバーに用いる式	11
3.2.2. アンレバー・リレバーに用いる資本構成比	12
3.3. 株価 β 算出のための株価の計測期間等	13
3.4. β の上限値	15
3.5. 見直し期間	16
3.6. その他	17
3.7. 考え方のまとめ	18
4. ワーキングチームの概要	19

1. モバイル接続料における自己資本利益率算定の現状と課題

1.1. 第二種指定電気通信設備制度における接続料の自己資本利益率算定の枠組み

電気通信事業者は、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、ネットワーク使用料（接続料）を支払う。第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）制度では、この接続料について、適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えない範囲で定めることとされている。

二種指定設備設置事業者の接続料については、電気通信事業法第 34 条第 3 項において、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」が上限とされ、その具体的算定方法は「電気通信事業法施行規則（昭和 60 年 4 月郵政省令第 25 号）」及び「第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年 3 月総務省令第 31 号）」（以下「二種接続料規則」という。）において規定している。二種接続料規則において、利潤は、機能提供に用いられる資産の資本調達コストとして、当該資産の簿価（レートベース）に、資本構成比及び対応する利子率・利益率等を乗じて算定される。ここで、自己資本に対応する自己資本利益率は、CAPM 的手法が用いられており、下式により算定される（二種接続料規則第 9 条第 3 項）。

自己資本利益率 = r_E （期待自己資本利益率）の 3 年平均

$$r_E = r_f + (r_m - r_f) \cdot \beta$$

(r_f : リスクフリーレート、 $r_m - r_f$: 市場リスクプレミアム、 β : β)

ここで、リスクフリーレート及び市場リスクプレミアムは、「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成 14 年 6 月策定）」（以下「MVNO ガイドライン」という。）において以下のように定められている。

リスクフリーレート (リスクの低い金融商品の平均金利)	日本証券協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、算定期間に発行された長期国債であって当該算定期間の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値
市場リスクプレミアム (主要企業の平均自己資本利益率—リスクの低い金融商品の平均金利)	イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行する Japanese Equity Risk Premia Report のうち、1952 年から算定期間末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアム

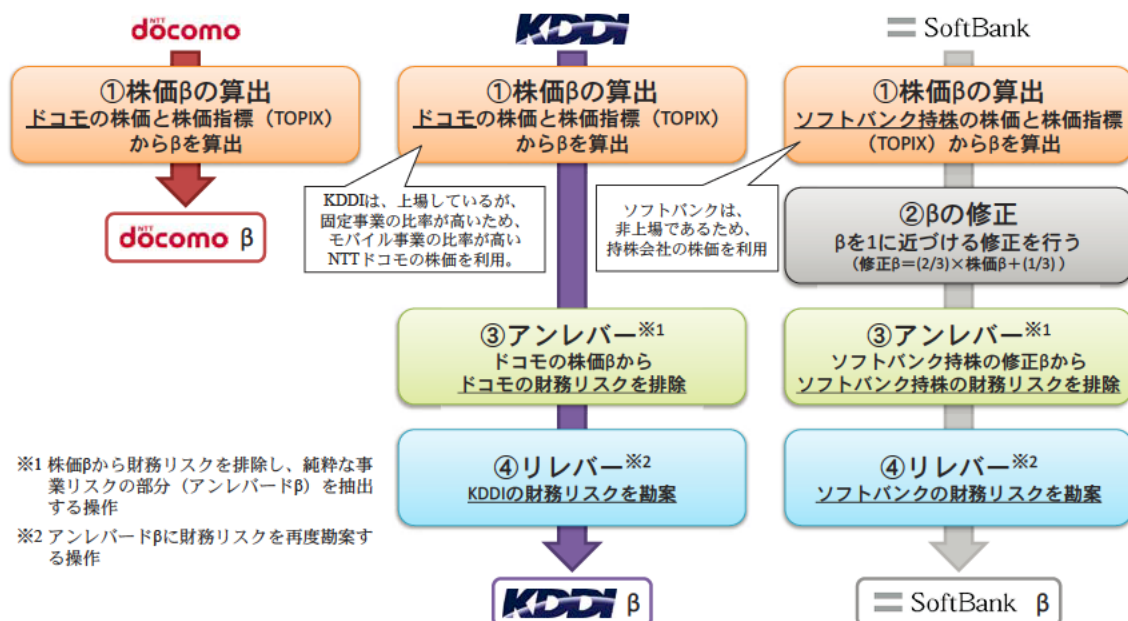
一方、 β については、二種接続料規則において以下のように「移動電気通信事業に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値」との考え方が規定されているにとどまり、各事業者は省令の考え方を踏まえ、それぞれ異なる方法により β を算定している。

二種接続料規則第9条第4項

前項の β は、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。

1.2. 各事業者におけるβの算定方法の現状

2014年度算定期間において、二種指定設備設置事業者各社は以下のようなプロセスでβを算定しており、各社それぞれ算定方法が異なっている。



	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
βの算定方法	自社株価から算定 (週次)	NTTドコモのβ (週次) から算定	持株会社の修正β (週次) から算定
アンレバー・リレバー方法 (算定式は後述)	-	<ul style="list-style-type: none"> アンレバーは、NTTドコモの純資産・有利子負債 (いずれも簿価の期首末平均) を使用 リレバーは、KDDIの純資産・有利子負債 (いずれも簿価の期首末平均) を使用 	<ul style="list-style-type: none"> アンレバーは、持株会社の純資産 (時価の期首末平均) ・有利子負債 (簿価※の期首末平均) を使用 ※有利子負債は、簿価が時価との考えによる。 リレバーは、ソフトバンク (持株会社の子会社) の純資産・負債総額 (いずれも簿価の期首末平均) を使用
βの計測期間	1998年10月～ (ドコモの上場以降)	1998年10月～ (推定元ドコモβが遡れる最初)	2004年4月～ (グループの移動体事業本格参入の「表明」以降)

また、各事業者が接続料算定に用いるβの値は、2014年度算定期間までの5カ年で、最大1.62倍の開きがある状況となっており、各事業者の接続料に差を生じる一因となっている。

1.3. β の算定方法の課題

モバイル接続料における β の算定方法を検討するにあたっては、以下のような課題が挙げられる。

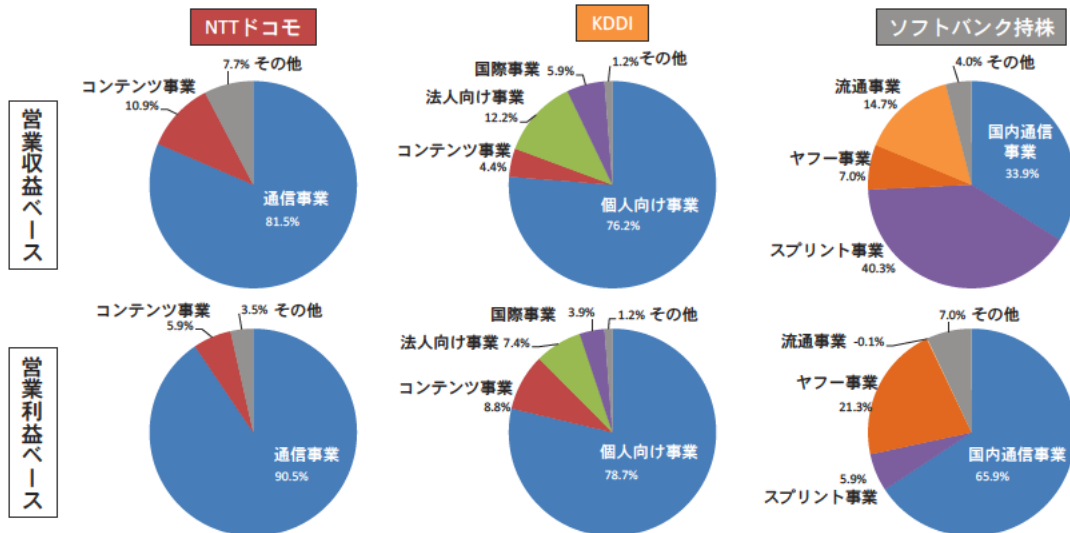
1.3.1. 「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案方法

特定の事業の β の算定においては、同様の事業のみを行っている上場企業の株価から算定する方法が一般的である。しかしながら、「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案するにあたっては、移動通信事業のみを専業として行っている上場企業はないため、適切な指標を探すことが課題である。

例えば、移動通信事業の比率が最も高い NTT ドコモでも、近年 FTTH の卸売を受けた光通信サービスやコンテンツ事業などその事業が多角化しつつある。また、KDDI（2015 年度連結）は、移動通信事業と固定通信事業を含む「個人向け事業」の、営業収益に占める比率が約 76%であり、ソフトバンク（非上場）の持株会社であるソフトバンクグループ（2015 年度連結）は、移動通信事業と固定通信事業を含む「国内通信事業」の、営業収益に占める比率が約 34%である。

● NTTドコモ、KDDI及びソフトバンク持株会社は、いずれも、移動通信事業以外の事業を行っている。

※以下の円グラフは各社の2015年度決算短信を基に作成



※NTTドコモは上記セグメントで情報公開をしており、2015年3月に開始した固定事業「ドコモ光」は通信事業に含んでいる。

※KDDIは上記セグメントで情報公開をしており、個人向け事業、法人向け事業の内訳として、モバイル事業と固定事業（FTTH、CATV）がある。

※ソフトバンクは上記セグメントで情報公開をしており、国内通信事業の内訳として、モバイル事業と固定事業がある。

このような状況の中、「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案する適切な方法があるかどうか、検討を行う必要がある。

1.3.2. 「当該事業者の財務状況に係るリスク」の勘案方法

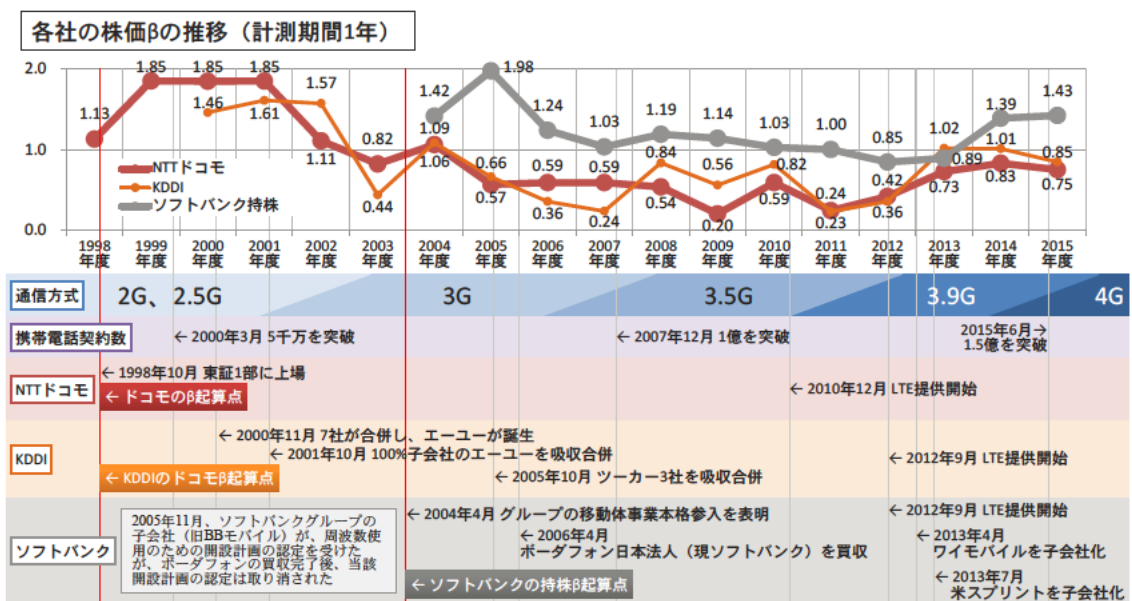
同様の事業を行っている他社の β から対象となる企業の β を推定する場合、企業間で異なる財務状況の影響を補正するため、元の企業の資本構成の影響（財務リスク）を除外（アンレバー）した β （アンレバード β ）に、対象となる企業の資本構成の影響（財務リスク）を加味（リレバー）する操作を行うことが一般的である。

このアンレバー・リレバーには、想定する前提条件の違いなどから複数の手法が存在し、また、用いる資本構成比等のパラメータにも、複数の考え方が存在する。

このような状況の中、アンレバー・リレバーを行う場合、どのような方法を用いるべきか、検討を行う必要がある。

1.3.3. β の計測期間

β の算定に用いる株価を取得する期間については、算定に用いる株価が利用可能である期間や事業参入の表明以降の期間が用いられるなど、計測期間の相違により、事業者間で有利・不利が生じてしまう状況にある。また、通信方式の高度化に伴い、フィーチャーフォンからスマートフォン・IoT（Internet of Things）の進展などによる移動通信の在り方の変化など、事業環境が数年単位で変化していく中、計測期間をどのように設定することが適当か、検討を行う必要がある。



2. 検討における基本的観点

「モバイル接続料算定に係る研究会報告書（2013年6月）」において、モバイル接続料算定の基本的観点として、「適正性」、「検証可能性（透明性）」、「公平性」の観点が位置づけられている。ワーキングチームにおいても、これらの観点を踏まえ、特に「公平性」の観点から、 β の算定上の裁量の幅を可能な限り排除又は狭めていくための検討を行った。

モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的観点

適正性確保の観点

検証可能性（透明性）の
確保の観点

公平性確保の観点

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書（2013年6月）抜粋

事業者のネットワーク構成や経営の形態は様々であり、画一的な算定方法を強制すると、算定結果たる接続料が必ずしも事業者の実態を踏まえた最適なものとはならない可能性があるため、こうした一定の裁量を認めることが適正性・透明性の観点からは合理的であると考えられる。しかしながら、複数の携帯電話事業者が接続料を支払い合うモバイル市場において、携帯電話事業者によって用いる算定方法が大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。したがって、算定方法に係る考え方において、公平性確保を図っていくことが重要であり、算定上の裁量の幅について適切な検討を加え、可能な限りこれを排除又は狭めていくことが必要である[※]。

[※] 「公平性確保」を位置付けるに当たっては、確保すべき「公平性」とは何かが問題となり得る。この点、接続料の水準については、法第34条（第二種指定電気通信設備との接続）において、接続料は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」と定められており、事業者ごとに原価と利潤が異なることを踏まえれば、その水準に差異が生じるものであり、水準自体の差異を認めないこととするは適当ではない。他方、複数事業者が同じ規制下でモバイル接続料を設定する現状において、算定方法に係る考え方に差異が生じる場合は、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。したがって、可能な限り算定上の裁量の幅が狭められるような算定の考え方とすることにより、公平性を確保することが重要である。

今回、ワーキングチームにおける、「移動電気通信事業に係るリスク」の検討において、移動通信事業の接続に係る事業は、国民の需要の高いインフラ産業であるため、安定性が高く、リスクが低いことを考慮するため、「公共性」との観点を加えてはどうかとの提案があった。

しかしながら、「公共性」との用語は、意味合いが広く慎重に用いるべきとの指摘もあった。また、接続料算定の「適正性」にも「接続料の算定に用いる数値が公正妥当な水準を著しく逸脱すべきでない」という考え方を含むと考えられる。

携帯電話は国民1人に1台以上普及した生活必需品となっており、市場の影響を受けにくいと考えられるため、基本的に移動電気通信事業のリスクは低いと評価できる。このため、「公共性」の観点として提案された、移動通信事業のリスクの低さを考慮すべきとの観点は、「適正性」の観点に含まれることとし、今回、「移動電気通信事業に係るリスク」に係る論点において、当該観点を踏まえて検討を行っている。

3. ワーキングチームでの検討を踏まえた考え方

ここでは、各課題について、項目ごとにワーキングチームでの検討を踏まえた考え方を示す。

3.1. 「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案方法

「移動電気通信事業に係るリスク」及び「当該事業者の財務状況に係るリスク」を勘案する全体的な枠組みについては、事業者の採用している方法を含め以下の 3 案を比較検討した。

案 1	移動通信事業の比率が最も高い事業者の株価 β （株価から直接算定した β をいう。以下同じ。）を元にアンレバー・リレバーした β を用いる。
案 2	各事業者の資本調達コストを基本とし、上場企業の場合は自社の株価 β 、非上場の場合は親会社の株価 β を元にアンレバー・リレバーした β を用いる。
案 3	複数の移動通信事業者のアンレバード β を加重平均したものをリレバーする。

案 1 は、「移動電気通信事業」を体現する事業者が存在するというを前提に、「移動電気通信事業に係るリスク」と「当該事業者の財務状況に係るリスク」を考慮するという考え方に基づいている。

案 2 及び案 3 は、いずれも、「移動電気通信事業」を体現する事業者が存在せず「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案が困難であるとする場合の考え方であるが、その中でも、案 2 は、各事業者の資本調達コストを基本とするという考え方に、案 3 は接続料算定に用いられる事業リスクは移動通信事業者間で同じであるべきとの考え方に基づいている。

案の 1 及び案の 2 は、現在、事業者により採用されている方法である。

ここで、「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案については、

- 複数の事業を営んでいる企業の株価 β から、特定の事業の β を抽出する場合には、当該事業以外の事業に関する β が分かれば原理上は算定ができる。しかし、NTT ドコモの場合で言えば、例えば FTTH の卸売を受けた光通信サービスの事業に係る β を得る必要があるが、そのような値を得ることは現実的には困難である。
- NTT ドコモの過去の β が移動通信事業の β を表すと考え、これを固定的に用いることについては、移動通信事業の β も時間経過に伴い変化すると考えられることから、実態としての β を表さず不適當である。

といった意見があった。

一方で、NTT ドコモの事業は多角化しつつあるとはいえ、依然移動通信事業の比率が高いため、当面は「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案に使用可能と考えられるとの意見があった²。

検討の結果、NTT ドコモの有価証券報告書（2015 年度）によれば、営業収益に占める「通信事業」の比率が 81.5%であり、「第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成 23 年 3 月総務省令第 24 号）」に基づき整理している移動電気通信役務収支表（2015 年度）によれば、電気通信役務の営業収益に占める「移動電気通信役務」の比率は 98.5%であるから、NTT ドコモの営業収益に占める移動通信事業の割合は約 80%であると推定でき、移動通信事業が主たる事業であるとみなしうると考えられる。このため、現時点においては、他の事業者に比べれば、NTT ドコモの株価 β が最も「移動電気通信事業に係るリスク」を反映していると考えられることができる。

以上から、接続料算定に用いる β は、NTT ドコモの株価 β から NTT ドコモの財務状況に係るリスクを排除（アンレバー）した β を算定し、これに対して各事業者の財務状況に係るリスクを勘案（リレバー）したものをを用いることが適当である。

ただし、NTT ドコモの事業が多角化しつつあることも事実であるため、3.4 章で検討するように β に合理的な上限値を設けるほか、3.5 章で議論するように、今後も検証を行い、NTT ドコモの株価 β を基準とし続けることが適当かどうかを見直すことが適当である。

3.2. 「当該事業者の財務状況に係るリスク」の勘案方法

3.1 章では、NTT ドコモの株価 β を元にアンレバー・リレバーをすることが適当とされた。これは、「移動電気通信事業に係るリスク」は各社で同一であっても、「当該事業者の財務状況に係るリスク」については、各事業者で異なっているという考え方による。「当該事業者の財務状況に係るリスク」の勘案方法として、アンレバー・リレバーの具体的な方法を検討する。

² KDDI のグループ会社であり、沖縄県で au ブランドを提供する沖縄セルラー電話株式会社（二種指定設備設置事業者）も上場企業であり、移動通信事業の比率が高いが、当該事業者は NTT ドコモ等とは異なり全国規模でのサービス提供をしていないため事業リスクが異なると考えられ、また、事業の規模も NTT ドコモ等より小さいことから、 β の算定に用いる株価を取得する検討対象には含めていない。

3.2.1. アンレバー・リレバーに用いる式

事業者が用いているアンレバー・リレバーの方式は以下の「ハマダ式」を元としているが、この式は一般的な方式の一つであると認められる。このため、接続料算定のために β 算出のアンレバー・リレバーの方式をルール化するにあたっては、引き続き、当該方式を基本として考えることとして、問題はないと考えられる。

$$\beta_A = \frac{(1-T)D}{(1-T)D+E}\beta_D + \frac{E}{(1-T)D+E}\beta_E$$

(β_A : アンレバード β (資産の β)、 D : 純有利子負債、 E : 純資産、 T : 実効税率、 β_D : 負債の β 、 β_E : 株式の β)

アンレバー・リレバーに用いられる式は、この「ハマダ式」のように、一般的に β_E と β_A の関係式で表される。基本的に、アンレバーとリレバーは同一の式(例えば「ハマダ式」)を用いて、アンレバーは β_E から β_A を算出する操作、リレバーは、逆に、 β_A から β_E を算出する操作を行うものであるから、両者は逆算の関係に立つべきものである。

この点、事業者によっては、アンレバーとリレバーの式が異なっているものがあるが、上で述べたとおり、アンレバーとリレバーは同じ数式を用いた逆算の関係に立つべきものであるので、接続料算定のために β 算出のアンレバー・リレバーの方式をルール化するにあたっては、アンレバーとリレバーで異なる式を用いることについては、特段の必要性は認められないと考えられる。

「ハマダ式」においては、負債の β (β_D) が用いられている。この点、現時点で負債の β の算定方法には様々な手法があるとされ、実務的に合意されている方法は無い。むしろ、負債は株式市場との相関が低いと考えられることから、負債の β はゼロとすることが一般的である。また、モバイル接続料の算定において、負債の β についてルール化を図ることが必要な事情があるとは認められないと考えられる。

アンレバー・リレバーに際しての負債については、有利子負債から現金及び預金を減じた純有利子負債を用いるのが一般的であるところ、接続料算定のために β 算出のアンレバー・リレバーの方式をルール化するにあたっても、同様の考え方によることに問題はないと考えられる。なお、有利子負債より現金及び預金の額が大きく、減算の結果がマイナスになる場合は、純有利子負債の値はゼロとすることが適当であると考えられる。

以上から、接続料算定のために β 算出のアンレバー・リレバーの方式をルール化するにあたっては、以下の式を採用することが適当であると考えられる。

$$\beta = \left(1 + (1 - T) \frac{D}{E}\right) \cdot \beta_A$$

$$\beta_A = \left(1 + (1 - T_0) \frac{D_0}{E_0}\right)^{-1} \cdot \beta_0$$

(β : 接続料算定に用いる β 、 D : 当該事業者の純有利子負債又は 0 のいずれか高い方、 E : 当該事業者の純資産、 T : 当該事業者の法定実効税率、 D_0 : NTT ドコモの純有利子負債又は 0 のいずれか高い方、 E_0 : NTT ドコモの純資産、 T_0 : NTT ドコモの法定実効税率、 β_0 : NTT ドコモの株価 β)

3.2.2. アンレバー・リレバーに用いる資本構成比

アンレバー・リレバーに用いる資本構成比については、

- 有価証券報告書における連結財務諸表の値を用いるか、単体の財務諸表の値を用いるか
 - 純資産に時価総額を用いるか、簿価を用いるか
- という論点がある。

理論上、またファイナンスの実務上は、連結財務諸表で純資産を時価総額としたものを用いることが一般的である。

しかしながら、連結財務諸表は一般的に公表義務があるのが上場企業に限られ、時価総額は株価を用いて算定する必要があることから、いずれも上場企業のものしか入手可能ではない。二種指定設備設置事業者には非上場企業が存在することから、全ての事業者で連結財務諸表・時価総額に統一することは、現状不可能である。

一方、単体財務諸表は、第二種指定電気通信設備接続会計規則により、全ての二種指定設備設置事業者に「接続会計財務諸表」（以下「接続会計」という。）として整理・公表義務があることから、単体財務諸表・簿価であれば全ての事業者で統一することができる。

アンレバー・リレバーに際し、連結財務諸表か単体財務諸表か、純資産が時価総額か簿価か、異なるものを用いるのは、整合性の観点から望ましいものではないと考えられる。この観点からは、単体財務諸表・簿価を用いることにより、整合性が確保できることとなる。

また、リレバーに際しては、二種接続料規則の β 算出の考え方によれば、移动通信事業者単体の財務リスクを勘案すべきものであると考えられる。整合性の観点に加え、この観点からも、単体財務諸表に拠ることが適当であると考えられる。

なお、本来、ファイナンスの実務上望ましいとされる連結財務諸表・時価総額に代えて、単体財務諸表・簿価を用いることは、アンレバー・リレバーの結果にも影響を与えるもの

ではあるものの、アンレバード β の算定の際に共通して用いるべきとしたNTTドコモの財務諸表においては、連結財務諸表・時価総額と単体財務諸表・簿価で、資本構成比に大きな差が生ずるものではないことから、現時点においては大きな問題とはならないと考えられる。

表：NTTドコモの資本構成比

	連結財務諸表・時価総額 (2014年度期首末平均)	単体財務諸表・簿価 (2014年度期首末平均)
純有利子負債（マイナスの場合はゼロ）	0	165,261 百万円
純資産（時価の場合は、期末終値を用いた時価総額）	7,422,880 百万円	5,319,921 百万円
純資産に対する純有利子負債の比率	0.00	0.03

以上から、アンレバーはNTTドコモ、リレバーは事業者ごとの、接続会計の簿価を用いることが適当である。

なお、接続会計からアンレバー・リレバーに必要な資本構成比を算出するためには、接続会計の貸借対照表から有利子負債、現金及び預金並びに純資産の額を抽出する必要がある。このうち、有利子負債については、二種接続料規則第8条第7項で、有利子負債が「社債、借入金及びリース債務」と定義されていることを踏まえ、接続会計の貸借対照表上で社債、借入金及びリース債務に該当することが客観的に明らかに記載されたもののみを、有利子負債に該当する勘定科目として算入することが適当である。

3.3. 株価 β 算出のための株価の計測期間等

β を算出する際のNTTドコモの株価及び株価指標（東証株価指数（TOPIX）等）の計測期間については、現状、事業者はそれぞれ計測可能なできる限り長い期間を用いる方法を用いている。

事業者によれば、長期間の計測期間とするのは、

- 長期間計測することで β の値が安定する
- 当該期間においては移動通信事業が主要事業であったと考えられることから、長期間計測することにより、より正確な移動通信事業の β を推定することが理由であった。

この点、確かに、計測期間を長くすることで、株価及び株価指標のサンプル数が多くなるため、 β の値は安定する。

しかしながら、移動通信事業については、事業開始当初は携帯電話は固定電話のオプション的な通信手段であったが、現在では、国民1人に1台以上普及した生活必需品となっている。さらに今後、移動通信事業は、様々なモノとモノが通信するIoT (Internet of Things)にも活用され、社会・産業において、イノベーションを創出するICT基盤としての役割が期待されている。

このような変化が著しい移動通信事業においては、「移動電気通信事業に係るリスク」も変化し続けていると考えられるため、必ずしも長期間計測することが適切な β の算出につながるわけではないと考えられる。むしろ、相対的に短い計測期間をとることにより、移動通信事業の変化を勘案した β を算定することができるものと考えられる。

また、移動通信事業者の現在の β の計測期間は、算定に用いる株価が利用可能な時期や事業参入の時期により異なっているが、計測期間によって、個別の移動通信事業者や、市場全体の動向による影響を受けることから、算定方法の公平性の観点からは、必ずしも適当ではないと考えられる。

以上から、接続料算定のための β 算出にあたっては、株価の計測期間を最近の数年程度とする移動平均の考え方をとることに合理性があると考えられる。

この上で、具体的な計測期間の検討に当たっては、

- 移動通信事業においては、通信方式が数年単位で発展し、通信速度の向上とともに、新たな利用形態につながってきている
- 計測期間が短すぎると、 β の変動が大きくなるとともに、サンプル数が少なくなるため、推定誤差が大きくなる
- 現在の二種接続料規則においては、利潤の急激な変動を緩和するため、自己資本利益率について直近3年間の平均を適用している

といった点を考慮し、株価の計測期間として3年間を採用することについて、特段の異論は見られなかった。

次に、株価の採録頻度は、一般に、日次、週次、月次がある。計測期間と同様、算定方法の公平性の観点からは、採録頻度についても統一することが適当であるため、どの採録頻度を採用すべきかについて検討を行った。

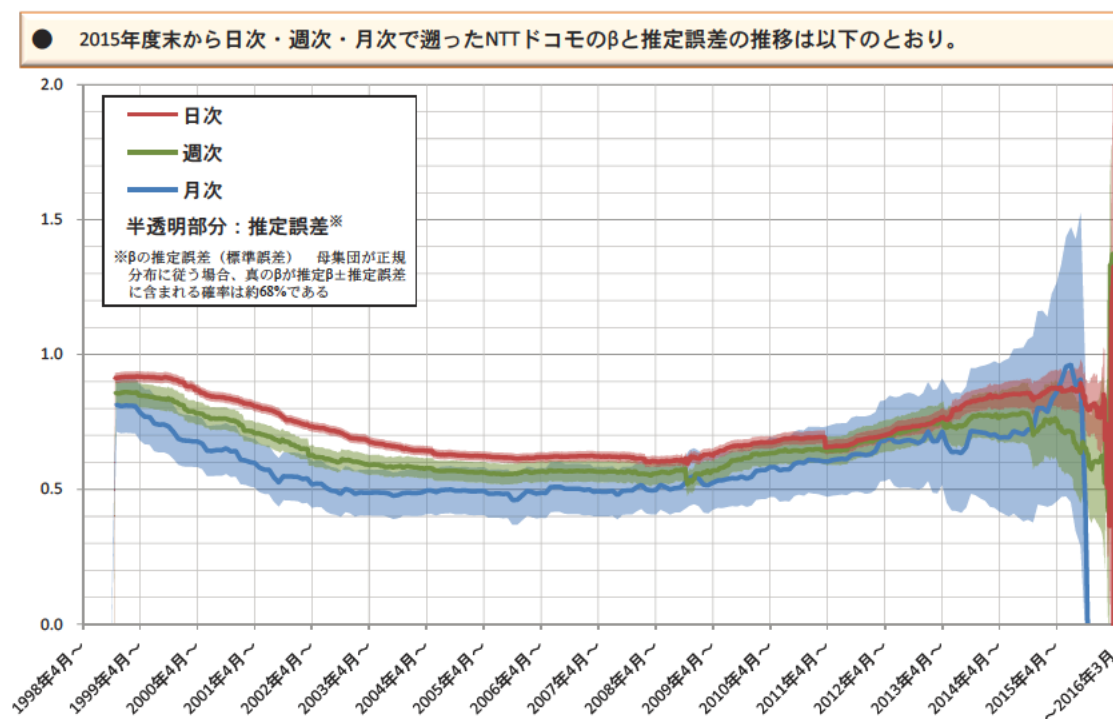
一般に、サンプルから平均的な値を推定する際の真の値との誤差（推定誤差）は、サンプル数を増やせば増やすほど小さくすることができる。研究の現場では、慣例的に、株価の計測期間が5年であれば月次、2年程度であれば週次であれば十分であるとされているが、

これは、サンプル数として、研究の目的においては十分であり、計算の煩雑さも避けられるとの考えに基づき、計測期間に応じて採録頻度を選択した結果であるとされる。

しかしながら、接続料の利潤算出に用いるという目的からは、推定誤差が直接接続料に影響を与えるため、より推定誤差は小さい方が望ましい。例えば、NTT ドコモの株価 β を週次で計測した場合、数年程度では推定誤差が 0.05 程度となる。これは、母集団が正規分布に従うと仮定した場合、推定値の 95%信頼区間の幅が 0.2 程度であることを表すが、この幅は接続料算定においては大きな影響があるといえる。一方、日次では、週次に比べて推定誤差が半分程度に縮小される。

また、日次については、時価総額が大きい企業については、 β が相対的に高めに出るとの指摘もあった。他方、週次では、計測する曜日によって、バイアスがかかる場合があるとの指摘もあった。

今回の検討においては、3年という計測期間を前提にした場合には、接続料算定に用いる観点からは、推定誤差を小さくすることが望ましいこと、また計測する曜日によるバイアスを避けることが望ましいことを重視し、日次を採用することとする。



3.4. β の上限値

β の算定においては「移動電気通信事業に係るリスク」及び「当該事業者の財務状況に係るリスク」を勘案することとされている。ここで、「移動電気通信事業に係るリスク」の

勘案のため、3.1 章においては移動通信事業の割合が最も高い NTT ドコモの株価 β を用いることとした。しかし、理想的な移動通信事業本来の事業リスクの算出は依然として困難であると考えられ、NTT ドコモの事業の多角化等により、算定された β が本来あるべき数値よりも高くなる可能性がある。このことから、移動通信事業の β の水準についても検討を行った。

接続料を算定するための β については、本来は「移動電気通信事業に係るリスク」以外の事業のリスクについて反映されるべきでないと考えられる。しかし、各事業者（株価が利用可能な親会社を含む。以下この章において同じ。）においては、コンテンツ事業や固定通信事業を営み、その他様々な産業への投資を行っているため、各事業者の株価を元に算出する場合、これらの事業のリスクも含まれてしまうおそれがある。

この点、卸売料金の規制で CAPM 方式が用いている電力及びガスといった他のインフラ産業では、 β の値は 0.4 程度とされている。また、第一種指定電気通信設備設置事業者である NTT 東日本株式会社及び NTT 西日本株式会社では、 β の値として 0.6 が採用されている。

移動通信事業の場合、複数事業者が競争している状況を踏まえる必要はあるものの、携帯電話が国民 1 人に 1 台以上普及した生活必需品であることから市場の影響を受けにくく、したがって安定性が高く、リスクが低いと考えられることから、主要企業の平均のリスクとなる $\beta = 1$ を超えることはないことについては、特段の異論はなかった。

以上から、接続料算定に用いる β の算定においては、 β が 1 を超えないこととすることが適当である。

3.5. 見直し期間

今回の検討は、現状の移動通信事業において、NTT ドコモが最も移動通信事業の割合が高いことから、NTT ドコモの株価 β をアンレバー・リレバーしたものを接続料算定に用いる β とし、アンレバーの際に用いる財務諸表については、NTT ドコモの連結財務諸表と単体財務諸表の資本構成比が大きく異なることを前提に、単体財務諸表に拠ることとしている。

しかしながら、移動通信事業の特性により事業環境は数年単位で変化するほか、NTT ドコモについても、今後、子会社等も含めた事業の多角化が進展し、連結財務諸表と単体財務諸表の資本構成比が大きく異なるものになる可能性もある。このように移動通信事業やそれぞれの移動通信事業者の状況の変化によっては、今回の検討結果が必ずしも合理的とはいえなくなる可能性もある。

このため、今回の検討を踏まえた枠組みの予見可能性を確保する必要性も踏まえ、およ

そ 3 年後を目途に、算定の実態や各事業者の事業状況を踏まえた検証を行い、必要に応じて算定ルールを見直すこととすることが適当である。また、これ以前であっても、指標としている NTT ドコモの事業構造の変化など、著しい状況変化が生じた場合においては、算定ルールの見直しを行うべきかどうか検討することが適当である。

3.6. その他

今回、本ワーキングチームでは、モバイル接続料の β について検討を行ったが、モバイル接続料の適正性、検証可能性（透明性）、公平性を確保するためには、総務省において、引き続き各事業者の接続料の算定方法について適切な検証を行っていくことが適当である。

3.7. 考え方のまとめ

以上の考え方をまとめると、次のとおり。

「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案方法	接続料算定に用いる β は、NTT ドコモの株価 β から NTT ドコモの財務状況に係るリスクを排除（アンレバー）した β を算定し、これに対して各社の財務状況に係るリスクを勘案（リレバー）したものをを用いる。
アンレバー・リレバーに用いる式	<p>以下の式を用いる。</p> $\beta = \left(1 + (1 - T) \frac{D}{E}\right) \cdot \beta_A$ $\beta_A = \left(1 + (1 - T_0) \frac{D_0}{E_0}\right)^{-1} \cdot \beta_0$ <p>（β：接続料算定に用いる β、D：当該事業者の純有利子負債又は 0 のいずれか高い方、E：当該事業者の純資産、T：当該事業者の法定実効税率、D_0：NTT ドコモの純有利子負債又は 0 のいずれか高い方、E_0：NTT ドコモの純資産、T_0：NTT ドコモの法定実効税率、β_0：NTT ドコモの株価 β）</p>
アンレバー・リレバーに用いる資本構成比	アンレバーは NTT ドコモ、リレバーは事業者ごとの、接続会計の簿価を用いる。
株価 β 算出のための株価の計測期間等	株価 β 算出のための株価は、3 年間の計測期間、日次の採録頻度で取得したものをを用いる。
β の上限値	接続料算定に用いる β は 1 を超えないこととする。
見直し期間	算定方法は 3 年程度を目途に見直す。また、それ以前であっても著しい状況変化が生じた場合は、見直すかどうか検討する。

4. ワーキングチームの概要

ICTサービス安心・安全研究会
消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG
モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合
モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム
開催要綱

1 目的

移動通信事業者のモバイル接続料算定における公平性を確保し、適切な算定方法の検討を行うことで、モバイルサービスの適正な提供状況の確保に向けて重要な移動通信事業者の競争環境の整備を図ることを目的とし、モバイル接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β （第二種指定電気通信設備接続料規則第9条第4項に規定）について、移動通信事業者の事業の多角化等に伴い、 β への「移動電気通信事業に係るリスク」の反映方法等が課題となっていることから、本ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）において検討を行う。

2 名称

本会合は、「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム」と称する。

3 検討事項

- ・ β に関し、総務省令に規定する「移動電気通信事業に係るリスク」及び「財務状況に係るリスク」の勘案をどのように行うべきか
- ・ β の計測期間をどのように設定すべきか

4 構成及び運営

- (1) ワーキングチームの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) ワーキングチームには、主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、ICTサービス安心・安全研究会座長が指名することとし、主査代理は主査が指名する。
- (4) 主査はワーキングチームを招集し、主宰する。また、主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わってワーキングチームを招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要があるときは、必要と認める者を意見交換会の構成員として追加することができる。
- (6) 主査は、ワーキングチームの会合ごとに、当該会合の議題に応じ、必要があるときは、必要と認める者をワーキングチームのオブザーバーとすることができる。
- (7) 主査は、必要があるときは、外部の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (8) その他、ワーキングチームの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 庶務

ワーキングチームの庶務は、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課がこれを行うものとする。

ワーキングチーム構成員

(敬称略・五十音順)

伊藤 敏憲 (株)伊藤リサーチ・アンド・アドバイザー
代表取締役兼アナリスト

上村 昌司 麗澤大学経済学部教授

(主査代理) 関口 博正 神奈川大学経営学部教授

柳川 範之 東京大学大学院経済学研究科教授

(主査) 山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科教授

ワーキングチーム開催状況

第1回 (2016年10月6日)	事務局説明、ディスカッション、MNOヒアリング(非公開)
第2回 (2016年10月20日)	MNOヒアリング(非公開)、論点整理
第3回 (2016年11月9日)	とりまとめ

新	旧
<p>（自己資本費用）</p> <p>第九条</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 前項のβは、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする。</p>	<p>（自己資本費用）</p> <p>第九条</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 前項のβは、<u>主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業をいう。）に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。</u>ただし、<u>実績自己資本利益率に代えて株式価格を採用することを妨げない。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十七年四月一日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成二十七年三月三十一日以前である接続料の算定については、なお従前の例による。

（検討）

3 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、この省令による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則第九条第四項の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

新

（移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値）

第三条 規則第九条第四項に規定する移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値は、次の表の左欄に掲げる接続料を算定する事業者の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により算定した値とする。

旧

（新設）

接続料を算定する事業者	算定の方法	
株式会社NTTドコモ	<p>次の方法により算定したβ</p> $\beta = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_d - \bar{\Delta x})(\Delta m_d - \bar{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \bar{\Delta m})^2}$ $\Delta x_d = \frac{x_d - x_{d \text{の前取引日}}}{x_{d \text{の前取引日}}$ $\bar{\Delta x} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_d}{ds \text{の要素数}}$ $\Delta m_d = \frac{m_d - m_{d \text{の前取引日}}}{m_{d \text{の前取引日}}$ $\bar{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds \text{の要素数}}$ <p>ds：当該βを算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前3年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日 x_d：株式会社NTTドコモの東京証券取引所における株価の取引日dの最終価格（取引日から期待自己資本利益率算定年度の最終日までの期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、期待自己資本利益率算定年度の最終日における一株当たりの価格となるよう調整した最終価格） m_d：東証株価指数の取引日dの最終価格</p> <p>次の方法により算定したβ</p> $\beta = \frac{1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}}{1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}} \cdot \beta_0$ <p>D_{net}：事業者の期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債（有利子負債から現金及び預金を減</p>	
株式会社NTTドコモ以外の電気通信事業者		

	<p>じたもの又は0のいずれか高い方。以下同じ。）</p> <p>E：事業者の期待自己資本利益率算定年度における純資産 T：事業者の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率 D_{neto}：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債 E_0：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純資産 T_0：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率 β_0：前欄に掲げる株式会社NTTドコモのβ</p>	
2	<p>前項の算定に用いる、資産、負債及び純資産の額は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）に基づき整理された貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるものに限る。</p>	

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：Mbps)		
(原価＋利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

- 注 1 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。
- 2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。
- 3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
- 4 「当該機能による使用回数」は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が 1 度使用される場合は「1」のように記載すること。
- 5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 6 注 2 から注 5 までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。
- 7 接続料単価の「計」の欄の値を接続約款に記載する接続料単価の単位に交換する式を備考欄に記載すること。

様式第 17 の 4 の 5 (第 23 条の 9 の 3 関係)

1 データ伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

- 注 「データ伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 2 号に掲げる機能をいう。

2 MN P 転送機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：秒)		
(原価＋利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

- 注 1 「MN P 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。
- 2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。
- 3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
- 4 「当該機能による使用回数」は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が 1 度使用される場合は、「1」のように記載すること。
- 5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 6 注 2 から注 5 までによることが困難である場合には、その理由及び実際にを行った算定方法に基づく算定根拠を備考欄に記載すること。

2 MN P 転送機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

- 注 「MN P 転送機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 3 号に掲げる機能をいう。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

	(設備等の算定上の区分)	計
原価 (単位：円)		
利潤 (単位：円)		
需要 (単位：回数)		
(原価＋利潤) ÷ 需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

- 注 1 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。
- 2 設備等の算定上の区分ごとに設備の利用の態様を考慮し、原価、利潤及び需要を区別して算定を行っている場合は、当該区分ごとに、必要に応じ、設備等の算定上の区分の欄を変更して記載すること。そのような区別を行っていない場合は、単一の区分として記載すること。
- 3 設備等の算定上の区分の欄は、「(原価＋利潤) ÷ 需要」に「当該機能による使用回数」を乗じたものが接続料単価に一致するようにすること。
- 4 「当該機能による使用回数」は、当該機能に係る役務で当該設備等の算定上の区分が 1 度使用される場合は、「1」のように記載すること。
- 5 「計」の欄は、原価、利潤及び接続料単価のそれぞれについて、設備等の算定上の区分ごとの値を合計したものを記載すること。
- 6 注 2 から注 5 までによることが困難である場合には、その理由及び実際に行った算定方法に基づき算定根拠を備考欄に記載すること。

3 SMS 伝送交換機能の接続料

項目	数値 (単位：円)	備考
接続料		
原価		
利潤		
需要		

- 注 「SMS 伝送交換機能」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 4 号に掲げる機能をいう。

様式第 17 の 4 の 6 (第 23 条の 9 の 3 関係)

役務別指定設備所属明細表 (レイトベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日
(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務										音声伝送役務				データ伝送役務						
	音声伝送					データ伝送					音声伝送		データ伝送		音声伝送		データ伝送				
	機能	交換	M/N	P/S	M/S	その他	合計	交換	データ	その他	合計	機能	交換	M/N	P/S	M/S	その他	合計			
	期首	期末	平均	期首	期末	平均	期首	期末	平均	期首	期末	期首	期末	平均	期首	期末	平均	期首	期末	平均	
電気通信事業固定資産																					
有形固定資産 (帳簿価額)																					
機械設備																					
空中線設備																					
通信衛星設備																					
端末設備																					
市内線路設備																					
市外線路設備																					
土木設備																					
海底線設備																					
建物																					
構築物																					
機械及び装置																					
車両及び船舶																					
工具、器具 及び備品																					
休止設備																					
土地																					
リース資産																					
建設仮勘定																					
有形固定資産合計																					
無形固定資産																					

様式第 17 の 4 の 6 (第 23 条の 9 の 3 関係)

役務別指定設備所属明細表 (レイトベースの正味固定資産の算定)

事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日
(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務										音声伝送役務				データ伝送役務						
	二種指定設備					二種指 備以外					音声伝送		データ伝送		音声伝送		データ伝送				
	期首	期末	平均	期首	期末	平均	期首	期末	平均	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末	期首	期末	平均	
電気通信事業固定資産																					
有形固定資産 (帳簿価額)																					
機械設備																					
空中線設備																					
通信衛星設備																					
端末設備																					
市内線路設備																					
市外線路設備																					
土木設備																					
海底線設備																					
建物																					
構築物																					
機械及び装置																					
車両及び船舶																					
工具、器具 及び備品																					
休止設備																					
土地																					
リース資産																					
建設仮勘定																					
有形固定資産合計																					
無形固定資産																					

様式第 17 の 4 の 7 (第 23 条の 9 の 3 関係)

機能別運転資本計算表 (レポートベースの運転資本の算定)		音声伝送機能運	データ交換機能運	MNP 転送機能に係る本	SMS 交換機能に係る本
運転資本 (年額)		交換に係る本額	送交換に係る本額	転送に係る本額	送交換に係る本額
接続料原価					
—) 減価償却費					
—) 固定資産除却費					
—) 租税公課					
小計					
接続料の収納までの平均的な期間					
運転資本 (期間額)					

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 2 (データ交換伝送機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。

4 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

5 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

様式第 17 の 4 の 7 (第 23 条の 9 の 3 関係)

機能別運転資本計算表 (レポートベースの運転資本の算定)		音声伝送機能運	データ交換機能運	MNP 転送機能に係る本	SMS 交換機能に係る本
運転資本 (年額)		交換に係る本額	送交換に係る本額	転送に係る本額	送交換に係る本額
営業費					
—) 減価償却費					
—) 固定資産除却費					
—) 租税公課					
小計					
接続料の収納までの平均的な期間					
運転資本 (期間額)					

注 1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 号に掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同条第 2 号に掲げる機能を、「MNP 転送機能」は同条第 3 号に掲げる機能を、「SMS 伝送交換機能」は同条第 4 号に掲げる機能をいう。

2 「音声伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「音声伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 2 (データ交換伝送機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。

4 「MNP 転送機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「MNP 転送機能」の該当する欄の値を記載すること。

5 「SMS 伝送交換機能に係る運転資本の額」のうち、「営業費」、「減価償却費」、「固定資産除却費」、「租税公課」の欄には、それぞれ様式 17 の 4 の 2 表 1 (音声伝送交換機能、MNP 転送機能及び SMS 伝送交換機能の接続料原価の算出) の「接続料原価」の「SMS 伝送交換機能」の該当する欄の値を記載すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三の規定に基づき、様式を次のように定める。
平成二十九年二月〇〇日

電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。

総務大臣 山本 早苗

項目	原価及び利潤の前々算定期間の β		原価及び利潤の前算定期間の β		原価及び利潤の算定期間の β	
	開始日	終了日				
ds						
β_0						
D_{net0} (単位：円)						
E_0 (単位：円)						
T_0						
$1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}$						
D_{net} (単位：円)						
E (単位：円)						
T						
$1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}$						
β						

- 注 1 「 β 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）第 9 条第 4 項に規定するものをいう。
- 2 「ds」は、 β を算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下、「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前 3 年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日とする。
- 3 「ds」及び「 β 」以外の項は、当該項の値を算定に用いる場合に記載すること。
- 4 「 β_0 」は、 β の算定に用いた、株式会社 NTT ドコモの β とする。
- 5 「 D_{net0} 」、「 E_0 」、「 T_0 」、「 D_{net} 」、「 E 」及び「 T 」の項は、様式第 2 により算定された値を用いること。

項目	数値				
株式会社 NTT ドコモ	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目		
		現金及び預金	合計		
	純有利子負債	純資産	合計		
		有利子負債	該当する勘定科目		
	現金及び預金	合計			
		純有利子負債	合計		
	平均値 (単位：円)	純有利子負債	純資産		
		純有利子負債	純資産		
	法定実効税率 (T ₀)	純有利子負債	純資産		
		純有利子負債	純資産		
	事業者	期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目	
			現金及び預金	合計	
		純有利子負債	純資産	合計	
			有利子負債	該当する勘定科目	
現金及び預金		合計			
		純有利子負債	合計		
平均値 (単位：円)		純有利子負債	純資産		
		純有利子負債	純資産		
法定実効税率 (T ₁)		純有利子負債	純資産		
		純有利子負債	純資産		

注 1 株式会社 NTT ドコモ以外の事業者が作成すること。

- 2 原価及び利潤の算定期間、原価及び利潤の前算定期間並びに原価及び利潤の前々算定期間ごとに作成すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

新	旧
<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄝ) ㇰ</p> <p>事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づき接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。</p> <p>総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解釈に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者に様式第17の4の2から第17の4の7まで及び平成29年総務省告示第〇号に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。</p>	<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄝ) ㇰ</p> <p>事業法第34条第3項第2号は、二種指定事業者の接続料が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。同号に基づき接続料の算定方法は、二種接続料規則に規定されているが、本章においては、その解釈を示すことにより、どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定業者に一定の予見可能性を与えることを目的としている。</p> <p>総務省は、二種指定事業者の算定が二種接続料規則及び本ガイドラインに示す解釈に沿ったものであるか否かについて、必要な検証を行う必要があるため、事業法施行規則第23条の9の3に基づき、二種指定事業者に様式第17の4の2から第17の4の7までの接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を提出させることとしている。</p>
<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄝ) ㇰ (a)</p> <p>自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条及び二種接続料告示第3条において、次のとおり規定されている。</p> <p>(略)</p>	<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄝ) ㇰ (a)</p> <p>自己資本費用の額の計算は、二種接続料規則第9条において、次のとおり規定されている。</p> <p>(略)</p>
<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄝ) ㇰ (a) d)</p> <p>βは、移動電気通信事業に係るリスク及び二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案したものとして総務大臣が別に定める値又は一のいずれか低い方の値とする。</p> <p>二種接続料告示第3条に基づき、当該総務大臣が別に定める値は、接続料を算定する事業者の別に応じ、以下の方法により算定した値とする。</p>	<p>2 (2) 2) ｲ (ｲ) ㄝ) ㇰ (a) d)</p> <p>βは、主要企業の実績自己資本利益率の変動に対する二種指定事業者の実績自己資本利益率の変動により計測された数値を基礎とし、移動電気通信事業に係るリスク及び当該二種指定事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値とする。ただし、実績自己資本利益率に替えて株式価格を採用することを妨げない。</p>

接続料を算定する事業者	算定の方法	
株式会社NTTドコモ	<p>次の方法により算定した β</p> $\beta = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_d - \bar{\Delta x})(\Delta m_d - \bar{\Delta m})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \bar{\Delta m})^2}$ $\Delta x_d = \frac{x_d - x_{d \text{の前取引日}}}{x_{d \text{の前取引日}}$ $\bar{\Delta x} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_d}{ds \text{の要素数}}$ $\Delta m_d = \frac{m_d - m_{d \text{の前取引日}}}{m_{d \text{の前取引日}}}$ $\bar{\Delta m} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds \text{の要素数}}$ <p>ds : 当該 β を算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度 (以下「期待自己資本利益率算定年度」という。) 以前 3 年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日</p> <p>x_d : 株式会社NTTドコモの東京証券取引所における株価の取引日 d の最終価格 (取引日から期待自己資本利益率算定年度の最終日までの期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、期待自己資本利益率算定年度の最終日における一株当たりの価格となるよう調整した最終価格)</p> <p>m_d : 東証株価指数の取引日 d の最終価格</p> <p>次の方法により算定した β</p> $\beta = \frac{1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}}{1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}} \cdot \beta_0$ <p>D_{net} : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における純有利</p>	
株式会社NTTドコモ以外の電気通信事業者		

	<p>子負債（有利子負債から現金及び預金を減じたもの又は0のいずれか高い方。以下同じ。）</p> <p>E：事業者の期待自己資本利益率算定年度における純資産</p> <p>T：事業者の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率</p> <p>D_{net0}：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債</p> <p>E_0：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純資産</p> <p>T_0：株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率</p> <p>β_0：前欄に掲げる株式会社NTTドコモのβ</p>	<p>上記算定に用いる、資産、負債及び純資産の額は、それぞれ接続会計規則に基づき整理された貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるもの（接続会計の貸借対照表上で社債、借入金及びリース債務に該当することが客観的に明らかに記載されたもの）に限る。</p>
--	--	---

赤枠部分
委員限り

算定方法見直しによる接続料の試算

(2014年度算定期間ベース)

平成29年1月19日
事務局

算定方法見直しによる接続料の試算 (2014年度算定期間ベース)

赤枠部分
委員限り

		NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
		音声	データ	音声 (区域内)	データ (LTEのみ)	音声 (区域内)	データ
実際の 届出値	レートベース (百万円)						
	有利子負債利率						
	自己資本利益率						
	利潤／レートベース						
	利潤／(原価＋利潤)						
	利潤 (百万円)						
	原価 (百万円)						
	接続料 (円／秒 or 円／10Mbps・月)	<u>0.052808</u>	<u>784,887</u>	<u>0.064</u>	<u>960,541</u>	<u>0.069</u>	<u>1,151,355</u>
試算値	自己資本利益率						
	利潤／レートベース						
	利潤／(原価＋利潤)						
	利潤 (百万円)						
	接続料 (円／秒 or 円／10Mbps・月)						

- ・「利潤」は、接続料として、自社と他社で按分負担する資本調達コストであり、自社分は収益として計上されるわけではない。
- ・届出値：2014年度算定期間の届出値を使用。
- ・接続料の試算方法：レートベース、原価等は2014年度算定期間の値を用い、自己資本利益率のみ変化させて算定。